

## 【就職状況調査手順書】

離職者等再就職訓練事業においては、受注者が訓練受講者就職状況調査を実施すること。内容は、「就職状況報告書」等の回収により、「就職状況報告書総括表」を作成し、発注者へ報告することとする。

### 1 「就職状況報告書」の回収時期及び対象者

※ 訓練受講者全員の就職状況を把握すること。(対象在職者(受講あっせん時にハローワークより情報提供された者)については、就職状況報告書の提出は不要とする。)

#### (1) 訓練修了時調査

訓練修了日において、訓練受講者全員を対象とする。

#### (2) 3か月後調査

訓練修了日の翌日から起算して3か月以内(3か月を経過する日)において、(1)の調査で未回答、未就職者であった者及び当手順書4(3)に該当する者を対象とする。

#### (3) 就職のための中途退校時

就職のため中途退校する際、当該訓練受講者を対象とする。

#### (4) その他、発注者の求めに応じ、訓練修了日の1か月後(1か月を経過する日)において、(1)の調査で未就職者を対象に調査を行う場合がある。

### 2 「就職状況報告書」の回収について

受注者は、訓練受講者が記入・署名した「就職状況報告書」及び雇用契約書、法人設立届出書、個人事業改廃届等(雇用(勤務)等証明書の記載内容を具備しており、かつ押印があるものとすること。以下、「証明書等」という。)の写し又は雇用(勤務)等証明書を郵送又は持参(電子ファイルでの提出可)により回収すること。

なお、証明書等の写し又は雇用(勤務)等証明書のみ提出された場合は、受注者は、訓練受講者に電話等確認を行い、「就職状況報告書」を作成し、提出すること。

### 3 「就職状況報告書」の内容について

#### (1) 訓練受講者記入欄

訓練受講者が記入する。裏面に言葉の定義、留意事項の記載あり。

#### (2) 処理状況確認欄

各事務処理を行った担当者が実施日を記入の上、署名又は捺印をすること。

ア 受付日：「就職状況報告書」を受理した担当者名及び(受付日)受付日を記入すること。

イ 電話等確認日：「就職状況報告書」の内容について、電話等確認を実施した場合、担当者名及び実施日を記入すること。

ウ 就職状況報告書総括表記載日：「就職状況報告書」に基づき、「就職状況報告書総括表」へ入力・記載(転記)した担当者名及び実施日を記入すること。

エ その他：訓練受講者の追跡が困難になった場合又は3か月後調査の段階で未回答であった場合は、その旨を確認した担当者名及び確認日を記入すること。

※ 追跡が困難な場合は( )内に「追跡不能」と記入し欄外に理由を記入すること。

(例：追跡不能：転居先不明の転居、海外等連絡を取ることが困難な場所への転居等)

※ 未回答の場合は( )内に「未回答」と記入すること。

- ※ 対象在職者（直ちに転職を希望しないが将来的な転職を希望する在職者。受講あっせん時にハローワークより情報提供された者）については、就職状況報告書の提出を不要とすること。
- ※ 死亡、失踪宣告、収監のいずれかの事由に該当する場合により「就職状況報告書」を回収できなかった場合は（ ）内に「控除特例者」と記入すること。

#### 4 訓練受講者への周知および指導

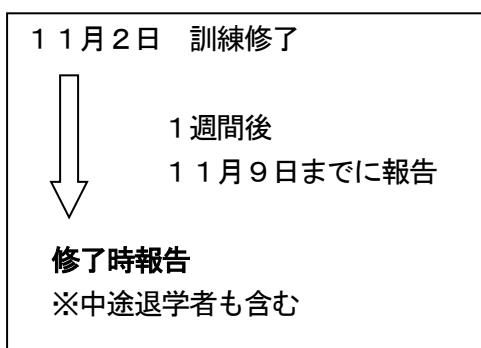
受注者は、訓練受講者に対し、就職状況報告書、証明書等の写し等、必要な書類について、設定された期日までに提出するよう、オリエンテーション時ほか適切な時期に適宜周知を行うとともに、必要に応じ指導を行うこと。訓練受講者が訓練修了後、就職状況報告について失念する可能性もあるので、期日までに必要な書類の提出がない場合は、郵便、電話等連絡する旨あわせて訓練期間中に周知しておくこと。

- (1) 訓練修了時までに「就職状況報告書」を訓練受講者に配布し、就職が決まり次第、受注者へ郵送又は持参するようにあらかじめ説明すること。又、自署の場合は電子ファイルでの提出も可能とする。
- (2) 訓練修了後、就職が決まり3か月以内に「就職状況報告書」等の返信がなかった者や未回答の者には、電話等により就職状況を確認することを訓練期間中にあらかじめ説明すること。
- (3) 訓練修了後3か月以内に、4か月未満の雇用期間により就職又は内定した者及び自営を開始した者が、その後、訓練修了後3か月以内に「雇用期間の定め無し」又は「4か月以上」の就職又は内定した者及び自営を開始した場合は、その都度受注者に再報告するようあらかじめ説明すること。

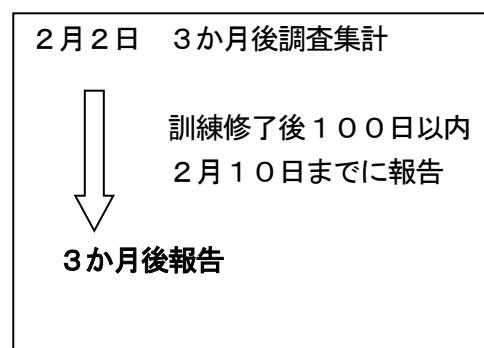
#### 5 「就職状況報告書総括表」の作成及び報告

- (1) 受注者は、回収又は電話等確認により作成した「就職状況報告書」をもとに「就職状況報告書総括表」を作成すること。作成するにあたっては、記入例・諸注意を参照すること。
- (2) 発注者への報告期日
  - 1回目・修了時報告…訓練修了日時点の集計を1週間後までに報告する。
  - 2回目・3か月後報告…訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（3か月を経過する日）の調査集計を、訓練修了日の翌日から起算して100日以内に報告する。

(例) 1回目 修了時報告（中途退校者も含む）



2回目 3か月後報告



#### 6 就職に係る留意事項

- (1) 自営の取り扱い

自営の場合は、調査日まで設立又は開業した者を就職として取り扱い、訓練受講者から法人

設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出させること。

(2) 委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合の取り扱い

受注者又はその関連事業主に雇用された場合は、雇用保険の加入者に限ることとし、受注者は報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後に安定所長から事業主に交付）の写しを提出すること。

※ 関連事業主とは資本金、経済的及び組織的にみて受注者と密接な関係にある事業主をいい、以下の要件に該当するかを受注者が確認の上報告すること。

- ① 受注者の資本金あるいは訓練修了者等が就職又は内定した事業主（以下「就職先事業主」という）の資本金において、その全部又は大部分が、受注者又は就職先事業主の出資であること。
- ② 代表者が同一人物である。あるいは、取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めている。

## 7 就職者の把握及び報告の取扱い

受注者は、「就職状況報告書」が未回収のまま追跡困難等となった訓練修了者等について、その就職状況の確認を希望する場合、就職状況報告書の回収率が80%を超える場合に限り、追跡困難等となった経緯に係る個別報告書（様式は任意）を発注者に提出することにより確認の依頼をすることができる。

発注者は追跡困難等となった訓練修了者等の就職状況を確認の上、受注者から提出された把握結果（就職状況報告書総括表）に対象就職の該当の有無を付記したものを返付するなどにより、受注者に回答する。

受注者は回答を踏まえ、「就職状況報告書総括表」を訂正の上再報告することとし、この再報告は報告期限に報告されたものとみなす。

## 8 原本の写しによる証明書類の取扱い

受注者から提出を求めている書類のうち、事業所証明欄や訓練受講者本人の自署欄がある書類について、原本の写しにより提出されたもの（PDF等の電子媒体を含む）についても、受注者が当該提出書類の原本を委託の終了（中止または廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間保存することを条件に、証拠書類として委託費の支払い等を可能とする。

## 9 個人情報の厳格な管理

就職状況調査の内容は、訓練受講者の個人情報であるため、調査等で知り得た情報の取扱いに当たっては、厳格に管理を行うこと。

## 10 調査経費

調査に必要な経費については、別途支弁はないこととする。

## 11 不正の行為に係る対応について

(1) 不正な行為があった、又は行われようとした場合の対応

書面の改ざん、偽造、偽りその他不正の行為により就職支援経費等の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかとなった受注者については、就職支援経費等の支給は行わないとともに、発注者は、不正行為に係る処分を通知した日から5年以内の期間を定め、受託機会

を与えないものであること。

(2) 不正受給の返還

ア 事実確認により、受注者が偽りその他不正の行為により就職支援経費等の支給を受けたことが明らかとなった場合には、受注者は、結果として就職支援経費等の額に変動がない場合も含め、既に支給した就職支援経費等の全部を返還すること。

なお、過誤払いと認められる場合においても、速やかに既に支給した就職支援経費等を返還すること。

イ 受注者が偽りその他不正の行為により支給を受けた就職支援経費等の全部又は一部を返還する場合には、原則として一括返還すること。また、原則として、返還の対象となる就職支援経費等を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において、発注者は、民法第404条の規定に基づき年3%の利息を徴収する。